

金融資産運用設計

CFPテキスト

Financial Planner

TAC

目 次

第1章 経済・金融の基礎知識	1
Theme 1 経済指標・景気指標	2
Theme 2 金融市場	22
Theme 3 金融政策	24
Theme 4 金利変動のメカニズム	30
第2章 関連法規	33
Theme 1 預金保険制度	34
Theme 2 投資者保護基金	40
Theme 3 金融サービス提供法	42
Theme 4 消費者契約法	44
Theme 5 犯罪収益移転防止法	46
Theme 6 金融商品取引法	50
Theme 7 その他の制度など	53
第3章 預貯金等	59
Theme 1 金利と利回り	60
Theme 2 利息と税金	66
Theme 3 銀行の商品（ゆうちょ銀行以外）	67
Theme 4 ゆうちょ銀行の商品（郵便局）	72
Theme 5 信託銀行の商品	75
第4章 積立商品	79
Theme 1 貯蓄型積立商品	80
Theme 2 投資型積立商品	83
Theme 3 財形貯蓄非課税制度	86
Theme 4 確定拠出年金制度の運用商品	88

第5章 債 券	95
Theme 1 債券の基礎知識	96
Theme 2 債券の税金	98
Theme 3 債券の利回り計算	100
Theme 4 債券利回りの理論	105
Theme 5 債券価格の理論とリスク	111
Theme 6 債券価格とデュレーション	116
Theme 7 債券の売買	121
Theme 8 主要な債券の商品知識	124
 第6章 株 式	 131
Theme 1 株式の基礎知識	132
Theme 2 株式取引の仕組み	137
Theme 3 株式の相場指標	148
Theme 4 株式の投資指標	151
Theme 5 株式と税金	161
 第7章 投資信託	 171
Theme 1 投資信託とは	172
Theme 2 投資信託の分類	173
Theme 3 投資信託に関する費用	178
Theme 4 投資信託のディスクロージャー	180
Theme 5 主要な投資信託	187
Theme 6 投資信託の運用手法	192
Theme 7 投資信託の売買	196
Theme 8 投資信託と税金	201
 第8章 外貨建て商品	 209
Theme 1 外国為替相場の基礎知識	210
Theme 2 外貨預金	220
Theme 3 外国債券	225
Theme 4 外国株式	229
Theme 5 外国投資信託	231
Theme 6 外貨建て保険等	235

第9章	デリバティブ取引	243
Theme 1	デリバティブ取引の基礎知識	244
Theme 2	先物取引	246
Theme 3	オプション取引	254
Theme 4	スワップ取引	280
Theme 5	その他のデリバティブ取引	283
Theme 6	デリバティブ取引の決済損益と税金	285
第10章	ポートフォリオ理論等	289
Theme 1	期待収益率と標準偏差	290
Theme 2	投資家の満足度と最適ポートフォリオ	301
Theme 3	資本市場理論	305
Theme 4	効率的市場仮説	308
Theme 5	行動ファイナンス	309
Theme 6	ポートフォリオのパフォーマンス評価	314
索引		329

《過去問の表示について》

(例) (2024② 問題11)

出典：2024年度第2回CFP®資格審査試験 金融資産運用設計 問題11

◆◇本教材中のマークについて◆◇

(★なし) (★) (★★) (★★★)

テーマごとに重要度を★の数でランク付け（４段階）しています。

★★と★★★を中心に、メリハリをつけて学習してください。



頻出！

過去の本試験での頻出項目です。最優先で学習しましょう。

◆◇復興特別所得税について◆◇

2013年1月1日～2037年12月31日までの各年の所得税は、所得税額に2.1%が上乗せされます。

〈預貯金の利息〉

20%→20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

〈金融類似商品の利息や差金〉

20%→20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

〈株式配当金・投資信託の分配金〉

20%→20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

20%→20.42%(所得税及び復興特別所得税20.42%)

〈株式等譲渡益〉

20%→20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)

◆◇四則演算のルール◆◇

- 1) 同じ演算記号（＋－×÷）がある時には前から計算する

※＋と×は順を入れ替えてもよい

$$\text{例) } 1 + 2 + 3 = 3 + 3 = 1 + 5 = 6$$

$$2 \times 3 \times 4 = 6 \times 4 = 2 \times 12 = 24$$

- 2) 掛算（×）と割算（÷）は足算（＋）と引算（－）より先に計算する

$$\text{例) } 2 \times 3 + 4 \div 2 = 6 + 2 = 8$$

- 3) （ ）がある場合には（ ）内を最初に計算する。

※（ ）内の四則演算のルールは全体のルールと同じ

$$\text{例) } 100 \div (4 + 8 \times 2) \times 0.8 = 100 \div (4 + 16) \times 0.8 = 100 \div 20 \times 0.8 = 5 \times 0.8 = 4$$

◆◇√（平方根）◆◇

- ・「2乗するとaになる数」のことを「aの平方根」という

$$\text{例) } 2 \times 2 = 4 \quad \cdots \quad 4 \text{ の平方根は } 2$$

平方根を出したい場合には√を使う

$$\text{例) } 4 \quad \sqrt{\quad} \quad \cdots \quad 2$$

- ・「4乗するとbになる数字」のことを「bの4乗根」という

$$\text{例) } 2 \times 2 \times 2 \times 2 = 16 \quad \cdots \quad 16 \text{ の } 4 \text{ 乗根は } \pm 2$$

4乗根を出したい場合には√を2回使う

$$\text{例) } 16 \quad \sqrt{\sqrt{\quad}} \quad \cdots \quad 2$$

- ・電卓の打ち方

$$\text{例) } 96 \times (1 + r)^4 = 100$$

$$100 \quad \div \quad 96 \quad = \quad \sqrt{\quad} \quad \sqrt{\quad} \quad - \quad 1 \quad = \quad 0.01025 \quad \cdots \quad r$$

◆◇比例の性質◆◇

A : B = C : D であるとき①～③が成り立つ。

$$\text{①} \quad A/B = C/D$$

$$\text{②} \quad A/C = B/D$$

$$\text{③} \quad A \times D = B \times C$$

第2章

関連法規

第2章

Contents

- Theme 1 預金保険制度
- Theme 2 投資者保護基金
- Theme 3 金融サービス提供法 ★★★
- Theme 4 消費者契約法
- Theme 5 犯罪収益移転防止法 ★★★
- Theme 6 金融商品取引法 ★
- Theme 7 その他の制度など ★★

Theme 1 預金保険制度

1 目 的

預金保険制度は、金融機関が破綻した場合に、預金者の保護を図ることによって信用秩序を維持することを目的としている。

2 預金保険制度の仕組み

預金保険制度は、預金保険法により定められており、政府、日銀、民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が運営している。預金保険制度には国内の金融機関が強制加入しており、預金をするとその預金には自動的に保険がかかる。したがって、預金者は、特に手続きをとる必要はない。一方、預金者が保険金を受け取るには、預金者自身が保険金の支払期間内に、預金保険機構に対して保険金の支払いを請求する必要がある。

預金保険料は、各金融機関が預金保険対象預金残高に応じて、毎年、預金保険機構に納付する。なお、全額保護の「決済用預金」と定額保護（元本1,000万円までとその利息の保護）の「一般預金等」とでは預金保護の範囲が異なることから保険料率に格差が設けられており、決済用預金のほうが高い保険料率となっている。

3 預金者保護の方法

金融機関が破綻した場合の具体的な預金者保護の方法としては、保険金支払方式（ペイオフ方式）と資金援助方式がある。いずれの方式が選択されても預金保護の範囲は変わらない。なお、資金援助方式を優先し、保険金支払方式の発動はできるだけ回避すべきとされている。

(1) 保険金支払＋預金等債権の買取り方式（ペイオフ方式）

預金者への保険金の支払い及び預金等債権の買取りを行う。破綻金融機関が持っていた機能（預金等の受入れ・払出し・貸付・決済サービス等）は消滅する。

(2) 資金援助方式

破綻金融機関の受皿となる救済金融機関に、付保預金（預金保険で保護される預金）等を引き継ぐ方式。救済金融機関に資金援助を行う。破綻金融機関が持っていた機能は継続される。

(参考)「ペイオフ方式」による保険金等の支払いについて

1. 保険金の支払いの範囲

預金保険制度の対象となる預金等については、1 金融機関ごとに預金者 1 人当たり元本1,000万円とその利息までは、預金者に支払う。また、元本1,000万円を超える部分とその利息、預金保険制度の対象となっていない預金等については、破綻した金融機関の精算による配当に応じて支払われる。

なお、保険金の支払い等にかかりの日数がかかると見込まれるようなときには預金者の当座の生活資金に充てるための仮払金が支払われる。この仮払金は、預金者の普通預金（元本のみ）について、1 口座につき60万円が限度とされ、後に保険金が支払われるときには、その預金者の保険金額等から仮払金として支払われた金額が控除される。

2. 預金等債権の買取り

預金等債権の買取りを行う場合には、預金保険機構は預金者からの請求に基づいて行う。預金者 1 人当たり元本1,000万円を超える部分及び預金保険の対象となっていない預金等並びにこれらのその利息については、破綻した金融機関の精算による配当に応じて支払われることになるが、通常、配当までには時間がかかることから、その部分をあらかじめ、預金保険機構が概算払率（破産手続きにより弁済可能と見込まれる額を考慮して決定した率）で預金者から買い取るにより支払う。これを「概算払い制度」という。

概算払額＝元本1,000万円超部分及び対象外預金並びにその利息×概算払率
（破産手続等により回収した額が概算払額を上回る場合）

精算払額＝預金保険機構の回収額－概算払額－回収等に要した額

4 預金保険制度の対象となる金融機関

日本国内に本店のある以下の対象金融機関は、預金保険制度への加入が義務付けられている。日本国内に本店のある金融機関であれば、外国金融機関の子会社（外国金融機関の本邦法人）であっても対象となる。なお、対象金融機関の海外支店および外国銀行の日本支店は預金保険制度の加入対象外である。

対象金融機関	対象とならない金融機関
・日本国内に本店のある銀行（ゆうちょ銀行を含む） ・信用金庫 ・信用組合 ・労働金庫 ・信金中央金庫 ・全国信用協同組合連合会 ・労働金庫連合会 ・商工組合中央金庫 等	・左記金融機関の海外支店 ・外国銀行の日本支店 ・政府系金融機関 ・保険会社 ・証券会社 ・農林中央金庫、農協、漁協、水産加工協[※] 等

※ 農林中央金庫、農協、漁協、水産加工業協同組合は、預金保険制度と同様の保護内容である農水産業協同組合貯金保険制度に加入している

5 預金保険制度の対象となる預金等（付保預金）

対象商品（付保預金）	対象外商品
・預金（右記の預金を除く） 当座預金／普通預金／通知預金 納税準備預金／貯蓄預金 定期預金／別段預金 ・定期積金 ・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグ等の貸付信託を含む） ・金融債（ワイド等の保護預かり専用商品に限る） ・上記を用いた積立・財形貯蓄商品・確定拠出年金の運用に係る預金等	・外貨預金 ・譲渡性預金 ・無記名預金 ・他人名義預金（架空名義預金を含む） ・元本補てん契約のない金銭信託（ヒット、スーパーヒットなど） ・抵当証券 ・金融債（左記以外のもの） ・投資信託 など

※ 対象外商品は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる（カットされる場合もある）

6 預金等の保護の範囲

- ・ 決済用預金にあたる預金は全額保護される。

《決済用預金》

安全確実な決済手段として全額保護される預金のこと、次の3条件を満たしたものをいう。当座預金、無利息の普通預金、別段預金の一部が該当する。

1. 無利息
2. 要求払い（預金者の要求に従い、いつでも払戻しができること）
3. 決済サービスを提供できること（引き落とし等ができる口座であること）

- ・ 決済用預金以外は、1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護される。それを超える部分および対象外商品については、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われる。

※ 決済債務（金融機関が行う資金決済に係る取引に関し金融機関が負担する債務）は、全額保護される。例えば、金融機関が、破綻前に顧客からの送金や振込みの依頼を受けているものの、顧客から受け入れた資金が破綻の時点で送金・振込先へ移動していない取引に係る債務は全額保護され、取引は履行される。

(1) 金融機関が合併等をした場合の特例措置

金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けたりした場合、預金保険制度により保護される預金等の範囲は、その後1年間に限り、全額保護される預金を除き、預金者1人当たり「元本1,000万円×合併等に関わる金融機関の数」（例えば、2行合併の場合は、1,000万円×2＝2,000万円）と破綻日までの利息等となる。なお、この措置は当分の間の特例措置とされている。

(2) 名寄せ

名寄せとは、破綻金融機関に同一の預金者が複数の預金等の口座を有している場合、それらを合算して、預金保険制度で保護される預金等の総額（付保預金額）を算定することをいう。名寄せでは、同一人物かどうかを実質的に判断する。

預金保険法では、金融機関に対して、平時より名寄せに必要な預金者データを整備（およびシステムの対応）し、破綻の際には預金者データを遅滞なく預金保険機構に提出することを義務付けている。

金融機関の破綻時には、預金保険機構は金融機関から預金者データを受け取り、預金保険機構が保有するシステムにより名寄せを行う。

《名寄せに関する具体的な取扱い》

個人、法人、権利能力なき社団・財団は、個々に「1預金者」として扱われるが、それ以外の団体（任意団体）は1預金者として扱えないため、各構成員の預金等として分割され、各個人の預金等として名寄せされる。

家族名義の預金	名義が異なれば別の預金者として扱われるが、家族の名義を借りたに過ぎないものは他人名義預金として対象外となる。
会社や法人格を持つ団体の代表者・役員等として名義人となっている預金	当該会社・団体の預金として、個人名義の預金とは別の預金者として扱われる。
個人事業主の事業用の預金	個人事業用の預金と事業主の個人名義の預金等は1預金者の預金等として名寄せされる。
地方公共団体の預金	地方公共団体とそれに属する機関（警察、消防、学校等）も含めて1預金者として名寄せされる。
マンション管理組合の預金	規約等の確認によって法人と同視できる場合は、その団体が1預金者として認められ、それ以外の場合は団体を構成する個人の共有預金とされて、各人の他の預金等と名寄せされる。

《付保預金額の算定》

1預金者の預金等を合算した結果、保険対象預金等のうち、全額保護される預金以外の預金等が元本1,000万円を超え、かつ、複数の預金等が存在する場合、預金保険法で定められた次の優先順位で元本1,000万円を特定する。

- ① 担保権の目的となっていないもの
- ② 満期の早いもの（満期がないものが最優先）
- ③ 満期が同じ預金等が複数ある場合は、金利の低いもの
- ④ 金利が同じ預金等が複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの
- ⑤ 担保権の目的となっているものが複数ある場合は、預金保険機構が指定するもの

なお、確定拠出年金の積立金の運用に係る預金等がある場合、付保預金を特定するための優先関係については、加入者個人の預金等が優先される。

【例題】

Aさん（個人）は、破綻したX銀行に下記の金融商品を保有していた。預金保険制度で保護される範囲はどうなるか。利息は考慮しない。AさんはX銀行からの借入れはない。

当座預金	: 500万円
決済用普通預金	: 1,800万円（金利0%）
普通預金	: 200万円（金利0.04%）
スーパー定期預金	: 300万円（2030年5月満期、金利0.25%）
大口定期預金	: 1,000万円（2030年2月満期、金利0.45%）
外貨預金（米ドル）	: 1万米ドル（金利1.00%）

【解答】

当座預金500万円と決済用普通預金1,800万円は全額保護。満期のない普通預金200万円と、満期の早い大口定期預金1,000万円のうち800万円が保護される。

7 相 殺

預金者が破綻金融機関に対して借入金等を有しているときは、民法および預金規定・借入約定等に基づいて、預金者から**意思表示**を行うことで、預金等とこれらの債務の相殺が可能である。

なお、住宅ローンで相殺の対象となるのは、破綻金融機関自らが貸し出している住宅ローンのみである。また、金融機関等の預金等の支払いの停止を知った後に約定した債務や預金の相殺はできない。

相殺は、資金援助方式および保険金支払方式のいずれの破綻処理方式においても実施できる。ただし、預金者が預金保険機構に保険金支払いの請求を行った後等は、該当する預金との相殺はできなくなるため、その前に手続きを行う必要がある。

Theme 2 投資者保護基金

1 目 的

投資者保護基金は、証券会社の破綻等の際に、一般顧客に対する支払いその他の業務を行うことにより投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的としている。

2 対象証券会社

国内で証券業を営む証券会社（外国証券会社はその在日支店）はすべて、投資者保護基金へ加入することが金融商品取引法で義務付けられている。

3 証券会社が破綻した場合

証券会社は、金融商品取引法により、顧客から預託を受けた有価証券、金銭などを自己の固有財産と分別して保管すること（「分別管理」）が義務付けられているため、万が一証券会社が破綻したとしても、投資者の資産は確実に返還される。しかし、分別管理の義務に違反していたなどの事故により、顧客資産の完全な返還ができない場合、または返還に著しく日数を要する場合は、投資者保護基金が対応する。

4 投資者保護基金による補償

(1) 補償の対象となる顧客

一般顧客が対象となり、適格機関投資家※、国・地方公共団体、日本銀行、預金保険機構、投資者保護基金、保険契約者保護機構などは対象外である。

※ 適格機関投資家とは、証券会社、銀行、保険会社など、有価証券投資に係る専門的知識および経験を有する者として、金融商品取引法に規定する内閣府令で定められた投資家のこと。

(2) 補償対象債権と保護の範囲

一般顧客が証券会社に預けた資産（預り金、有価証券、保証金、信用取引に係る証拠金及び代用有価証券）のうち、円滑な返還が困難であると保護基金が認めるものが補償対象債権となる。店頭デリバティブ取引や外国市場デリバティブ取引等は補償の対象外である。

補償支払額は、補償対象債権の額から、①補償対象債権のうち担保権の目的として提供しているものと、②破綻証券会社に対して投資者が負った債務（借入れなど）を控除した金額となり、1顧客あたり1,000万円を限度として、一般顧客の請求に基づき、所定の手続きを経て支払われる。

Theme 3 金融サービス提供法 ★★★

1 金融サービス提供法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）とは

金融サービス提供法は、金融商品の販売等に関する法律（金融商品販売法）が改正されたものである。金融商品販売法では、金融商品販売業者等が金融商品の販売等の際し、顧客に対して説明すべき事項、金融商品販売業者等が顧客に対して当該事項について説明をしなかったこと等により当該顧客に損害が生じた場合における金融商品販売業者等の損害賠償の責任、その他の金融商品の販売等に関する事項を定めていた。

金融サービス提供法では、従来の金融商品販売法に、「**金融サービス仲介業**」を創設する等の内容が加えられた。

2 金融サービス仲介業

(1) 金融サービス仲介業とは

金融サービス仲介業とは、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務または貸金業貸付媒介業務の**いずれか**を業として行うことをいう。必ずしもすべての業務を行う必要はないが、**内閣総理大臣へ登録**することで**複数**の分野のサービスをワンストップで提供することができる。

(2) 所属制からパートナー制へ

従来、金融サービスを仲介する業者は、特定の金融機関に所属し、サービスの提供に関して所属金融機関より指導を受けていたが、様々なサービスを取り扱えるよう、特定の金融機関へ所属をしなくてもよいパートナー制が導入された。なお、金融サービス仲介業者にはいくつかの規制が適用されている。

(3) 主な規制

金融サービス仲介業者に適用される規制には、保証金の供託義務や利用者財産の受入禁止、取扱可能なサービスの制限等がある。

① 保証金の供託義務

サービスの提供に関するトラブルについての利用者からの損害賠償請求等に備え、金融サービス仲介業者には、保証金（1,000万円＋前年度受領手数料×5%）の供託が義務付けられている。

② 利用者財産の受入禁止

預金や売買代金等の利用者財産（サービス購入代金）は、顧客と金融機関等が直接やり取りをし、金融サービス仲介業者が受け入れることは禁止されている。ただし、顧客の保護に欠けるおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。

③ サービスの制限

金融サービス仲介業者は、**高度な説明を不要とする**シンプルなサービスを提供することができる。主な取扱可能商品、不可商品は以下のとおりである。

	銀行分野	証券分野	保険分野
取扱可能	・普通預金 ・住宅ローン	・国債 ・上場株式 ・投資信託	・定額保険 ・医療保険 ・個人年金保険 ・傷害保険
取扱不可	・仕組預金	・非上場株式 ・信用取引 ・デリバティブ商品	・変額保険 ・外貨建保険

④ その他の規制

金融サービスには、主に銀行分野、証券分野、保険分野があり、顧客保護のために必要となる規制が異なることが予想される。そのため、金融サービス仲介業には、取り扱うサービスの分野に応じ、必要な規制を過不足なく適用する。主な規制は以下のとおりである。

	銀行分野	証券分野	保険分野
共通の規制	・健全かつ適切な運営を確保するための措置（顧客に対する情報提供、顧客情報の適正な取扱い等） ・誠実義務 ・金融機関から受け取る手数料等の開示 ・名義貸しの禁止 ・標識の掲示		
分野に応じた規制	・情実融資の媒介の禁止	・インサイダー情報を利用した勧誘の禁止 ・損失補填の禁止 ・顧客の注文の動向等の情報を利用した自己売買の禁止	・自己契約の禁止 ・告知の妨害の禁止 ・不適切な乗換募集の禁止

Theme 4 消費者契約法

1 消費者契約法とは

消費者と事業者との間で結ぶ全ての契約（労働契約を除く）を対象として「消費者契約法」が施行された。この法律では、消費者と事業者間の契約上のトラブルに関して、消費者の利益の保護を図ることを目的として、契約の取消し、または不当条項の無効が定められている。

2 保護される顧客

個人（事業の契約者を除く）。

3 法律の効果 1 消費者契約の申込み等の取消し

事業者が行った行為で消費者が誤認または困惑して消費者契約を申し込んだ場合、消費者はその契約の申込みを取り消すことができる。

- | | |
|---------|--|
| 《 誤 認 》 | ・ 不実告知
・ 断定的な判断の提供
・ 消費者の不利益となる事実の故意または重過失による不告知 |
| 《 困 惑 》 | ・ 不退去
・ 監禁
・ 過量な内容
・ 不安をあおる告知 |

ただし、次のような場合は取り消すことができない。

- ・ 事業者が、消費者に重要事実を告げようとしたにもかかわらず、消費者がそれを拒み契約の申込みをしたとき
- ・ 事業者が、消費者に重要事項を告げたにもかかわらず、消費者が誤解して契約の申込みをしたとき

なお、取消権には時効があり、誤認に気付いたときから **1 年**または契約締結時から **5 年**で消滅する。

4 法律の効果2 消費者契約における不当条項の無効

通常、消費者と事業者との間に情報量および交渉力の格差があることを踏まえて、消費者にとって一方的に不利な条項（不当条項）がある場合には、その条項を無効としている。

- | | |
|--------|--|
| 《不当条項》 | <ul style="list-style-type: none">・ 事業者の損害賠償責任を免除する条項・ 消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項・ 解除権を放棄させるなど消費者の利益を一方的に害する条項 |
|--------|--|

5 立証責任

民法の原則どおり、原告（消費者）に立証責任がある。

Theme 5 犯罪収益移転防止法 ★★★

1 犯罪収益移転防止法とは

2003年1月6日に本人確認法（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」）が施行され、金融機関等に対して、顧客の本人特定事項を確認すること、確認記録と取引記録の作成と保存が義務付けられた。その後、2008年3月に犯罪収益移転防止法（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」）が施行されたことに伴い、本人確認法は廃止された（内容は引き継がれている）。この法律は、対象事業者の顧客管理体制の整備を促進することで、対象事業者がテロ資金供与やマネー・ローンダリング（資金洗浄）等に利用されることの防止を目的としている。

なお、国際的に核・ミサイルやテロの脅威が増す中、マネロン・テロ資金供与対策の重要性が高まっており、国際的機関であるFATF（Financial Action Task Force、金融活動作業部会）により各国への審査が行われている。

2 対象となる事業者（特定事業者）

犯罪収益移転防止法では、銀行や証券会社などの金融機関等に加え、保険会社、信用金庫、ファイナンスリース事業者、クレジットカード事業者、宅地建物取引業者のほか、**仮想通貨事業者**や一定の非金融業者にも取引時確認等を幅広く義務付けている。

3 取引時確認義務等

特定事業者が顧客と特定取引を行う場合、顧客について公的証明書により以下の取引時確認を行うことが義務付けられている。

(1) 取引時確認が必要となる場面（金融機関等）

- ① 取引関係の開始時（預金口座の開設、信託取引の開始、有価証券の売買、保険契約の締結等）
- ② 大口現金取引等を行う際（現金等による200万円を超える取引）
 - ※ 既存の口座に入金済みの預金を他行に送金したり、他行から送金を受けたりする場合は取引時確認が必要ない
- ③ 10万円を超える現金の振込み等を行う際
 - ※ 税金の納付、公共料金、入学金等については、取引時確認の必要はない

現金で10万円超の振込	A T M	できない
	窓口	できる ※ 本人確認書類を提示のうえ、振り込む
預貯金口座を通じて10万円超の振込	A T M 窓口	できる ※ 口座開設時に取引時確認手続きが済んでない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みできないことがある

- ④ 本人特定事項の真偽に疑い（本人特定事項の虚偽告知・名義人へのなりすまし等の疑い）がある顧客との取引を行うとき

(2) 取引時確認事項 頻出！

		個人（自然人）	法人
対 象 者		本人（代理人がいる場合は 本人と代理人の両方 ）	法人と取引担当者の両方※
確認事項	通常の取引	・ 本人特定事項（氏名・住居・生年月日） ・ 取引を行う目的 ・ 職業	・ 本人特定事項（名称、本店または主たる事務所の所在地） ・ 取引を行う目的 ・ 事業の内容 ・ 実質的支配者
	ハイリスク取引	通常の取引の確認事項に加え、その取引が200万円を超える財産の移転を伴うものである場合には「資産および収入の状況」の確認が必要。	
確認方法		・ 顔写真付き本人確認書類を利用する場合、その提示のみで本人確認が完了 ・ 顔写真がない場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書の追加提示等が必要 ※ ネット上での本人確認も可 ※ 証明書は 6ヵ月以内 に作成されたものであること	・ 登記事項証明書や印鑑登録証明書等の提示または送付 ・ 取引担当者の確認は個人と同じ

※ 国・地方公共団体・国際機関・上場会社については、取引担当者のみについて確認を行う

(3) 取引時確認済みの確認

一度取引時確認を行っている顧客は、次回以降の政令で定める取引の際に、下記の方法で取引時確認済みの顧客であることを確認できれば、再度の確認は必要ない。

- ① 顧客と面識（確認記録に記録されている顧客であることが明らかであることを確認）
- ② 顧客が本人であることを示すもの（通帳等）の提示や送付
- ③ 顧客しか知り得ない事項、同一顧客であることを示す事項（口座番号、パスワード等）の申告

ただし、顧客の本人特定事項の真偽に疑いがある場合には、再度の取引時確認が必要である。

(4) 虚偽告知の禁止

顧客が本人特定事項を隠蔽する目的をもって本人特定事項を偽った場合には、罰則が適用される。

(5) 免責規定

顧客が取引時確認に応じない場合、取引時確認に応じるまでの間、事業者は取引に係る義務の履行を拒むことができることとし、免責規定を設けている。

(6) 疑わしい取引の届出制度 **頻出！**

テロ資金供与またはマネー・ローンダリングに係る疑いのある取引は、「疑わしい取引」として届出の対象となっている。したがって、取引時確認を行わなくてもよい取引であっても、当該疑いのある取引については、届出が必要である。また、「疑わしい取引の届出」を行おうとすることや行ったことを当該顧客などに漏らしてはならない。

4 確認記録の作成義務等

事業者は顧客の取引時確認を行った場合には、直ちに取引時確認記録を作成しなければならない。この場合には書面・電磁的記録・マイクロフィルムなどの方法で作成することができる。

確認記録は、口座の閉鎖日等から **7 年間**保存しなければならない。

5 取引記録の作成義務等

顧客との間で特定取引を行った場合には、直ちに取引記録を作成しなければならない。しかし、資金の移動を伴わない取引や、1 万円以下の資金移動の取引については作成しなくともよい。

取引記録は、取引が行われた日から **7 年間**保存しなければならない。

Theme 6 金融商品取引法 ★

1 金融商品取引法（金商法）とは

金融商品取引法では、業者が有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘を行う際の行為規制が定められている。投資性の強い預金・保険（「銀行法」「保険法」で規制）、投資性の強い信託（「信託業法」で規制）、商品先物取引（「商品取引所法」で規制）などの販売・勧誘業務は、金融商品取引法の直接の規制対象ではないが、基本的に金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが適用されるよう規定が整備されている。なお、金融サービス仲介業者も金融商品取引法の対象となっている。

2 金融商品取引業者の4区分

金融商品取引業者とは、内閣総理大臣の登録を受けて金融商品取引業を営む者とされ、その内容によって規制に差異を設けるために、第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業の4種類に区分されている。

たとえば、有価証券・デリバティブ取引の販売・勧誘業務を行う証券会社は「第一種金融商品取引業者」、投資助言業者等は「投資助言・代理業」、投資信託委託会社（運用会社）等は「投資運用業」となる。

3 規制対象となる商品

金融商品取引法施行前より有価証券として定義されていたものを第1項有価証券とし、施行後に新に追加された有価証券を第2項有価証券（みなし有価証券）と区分し、いずれも規制の対象となる。

第1項有価証券	株式、国債、地方債、社債、投資信託の受益証券、暗号資産、変額保険、デリバティブ取引（預金、通貨・金利スワップ、天候デリバティブ、暗号資産デリバティブを含む）など
第2項有価証券	信託受益権、合資会社の社員権、合同会社の社員権、集団投資スキーム持ち分 など

4 業者が遵守すべき行為規制（販売・勧誘ルール）の主なもの**① 標識の掲示義務**

営業所・事務所ごとに見やすい場所に標識を掲示しなければならない。

② 広告規制

広告には、金融商品取引業者である旨と登録番号を記載し、利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や著しく人を誤認させる表示をしてはならない。

③ 契約締結前の書面交付義務（取引説明書）

契約締結前交付書面（取引説明書）には、契約の概要、手数料やリスク等について明瞭・正確に記載し、あらかじめ顧客に対して交付した上で、内容の説明を行わなければならない。なお、目論見書に全て記載されている場合は目論見書で代用することができる。

※ 贈与や相続による有価証券取得の場合などは、原則として交付義務はない

④ 契約締結時の書面交付義務（取引報告書）

取引が成立したときには、遅滞なく契約締結時交付書面（取引報告書）を顧客に交付しなければならない。

⑤ 各種禁止行為**・ 断定的判断の提供の禁止**

将来の価格など不確実な事項について確実であると誤解させる判断を提供することは、禁止されている。

・ 不招請勧誘の禁止（個人向けの店頭デリバティブ取引全般に適用）

金融商品取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対して、訪問し、または電話をかけて、締結の勧誘をすることは禁止されている。

・ 顧客の勧誘受諾意思確認義務及び再勧誘の禁止（金融先物取引全般に適用）

顧客が契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘を継続することは禁止されている。

・ 損失補てんの禁止

損失保証、利回り保証、損失補てんの実行は禁止されている。

⑥ 適合性の原則

顧客の知識、経験、財産の状況、契約締結の目的に照らして、不適当な勧誘を行い投資者保護に欠けることがあってはならない。当該顧客に理解されるために必要な方法および程度で重要事項の説明を行わなければならない。

5 特定投資家と一般投資家

金融商品取引法では、投資家を、知識・経験・財産等の属性により、特定投資家（プロ）と一般投資家（アマ）に区分し、この区分に応じて業者の行為規制の適用に差異を設けている。顧客が特定投資家である場合には、契約締結前の書面交付義務や適合性の原則など、情報格差の是正を目的とする行為規制は適用除外とされる。ただし、断定的判断の提供の禁止および損失補てんの禁止は特定投資家であっても適用除外とはならない。

6 金融ADR制度（Alternative Dispute Resolution） 頻出！

金融ADR制度は、金融商品取引業者等とその顧客とのトラブルを、当事者以外の第三者（金融ADR機関）を加えて、**裁判以外の方法**で解決を図る制度のことで、中立・公正、**短時間**、一部を除いては原則として無料で、トラブルの解決を図ることができる。以下のような特徴がある。

- (1) 金融ADR機関（指定紛争解決機関）は、金融商品取引業者等の顧客からの申立てに基づき紛争解決手続きを開始した場合、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができ、当該金融商品取引業者等は、**正当な理由なくこれを拒むことはできない**。
- (2) 和解案による解決が整わない場合、金融ADR機関（指定紛争解決機関）の紛争解決委員が、紛争解決のために必要な特別調停案を作成し、理由を付して当事者に提示する。その場合、原則として、金融商品取引業者等は、特別調停案を受諾しなければならない。

金融商品ごとの金融ADR機関

預金商品	全国銀行協会
保険商品	生命保険協会、日本損害保険協会
株式、投資信託、FXなど	証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）

Theme 7 その他の制度など ★★

1 国外財産調書制度 頻出！

国外財産調書制度は、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する者がその保有する国外財産について申告する制度である。

(1) 国外財産調書の提出義務者

その年の12月31日において、その価額の合計額が**5,000万円**を超える国外財産を保有する居住者（「非永住者」を除く）は、その財産の種類、数量および価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の6月30日までに住所地等の所轄税務署に提出しなければならない。

※ 「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間が5年以下である者をいう

(2) 国外財産

「国外財産」とは、国外にある財産をいうこととされ、現金や預金、有価証券、動産などに加えて、不動産も国外財産調書の対象となる。「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行う。外国株式や外国債券は国外財産に該当するが、金融商品取引業者等の国内にある営業所等の口座で管理されているものは、国外財産調書の対象外である。

有価証券等に係る所在の判定の取扱いを整理すると以下のとおりである。

	国内有価証券等	外国有価証券等
国内金融機関の口座で管理	調書の対象外	調書の対象外
国外金融機関の口座で管理	<u>調書の対象</u>	<u>調書の対象</u>
上記以外	調書の対象外	<u>調書の対象</u>

(3) 国外財産の価額

その年の12月31日における時価または時価に準ずるものとして見積り価額によることとされている。また、邦貨換算は、同日における外国為替の売買相場によることとされている。

(4) 国外財産の課税

海外で保有する上場外国株式を海外で売却した場合、売却代金を日本へ持ち込むか否かにかかわらず、売却益については日本において課税（上場株式等の譲渡所得として原則として申告分離課税の対象）される。また、海外の銀行に預け入れた預金の利子は、総合課税の対象となる。

(5) 措置および罰則

国外財産調書制度においては、適正な提出を促すために次のような措置および罰則が設けられている。

- ・ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額される。

- ・ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合または提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含む）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除く）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重される。

- ・ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に虚偽の記載をして提出した場合または国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処される。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされている。

2 国外転出時課税制度

国外転出時課税制度は、国外転出（国内に住所および居所を有しないこととなることをいう）をする一定の居住者が、1億円以上の対象資産（有価証券等、未決済信用取引等または未決済デリバティブ取引）を所有等している場合には、国外転出のときに、その対象資産について譲渡または決済があったものとみなして、対象資産の含み益に所得税を課税するという制度である。なお、対象資産には、預金や不動産は含まれない。

3 財産債務調書制度

その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2,000万円を超え、かつ、12月31日時点において3億円以上の財産または1億円以上の有価証券等を所有している者は、財産債務調書を所轄税務署に提出しなければならない。また、その年分の所得にかかわらず12月31日時点で10億円以上の財産を所有する者も提出しなければならない。

4 マイナンバー制度

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12ケタの番号で、「社会保障」「税」「災害対策」の分野で利用が開始されている。そのため、金銭等の支払等に係る法定調書には、原則としてマイナンバーの記載が必要となる。また、銀行等においては、預貯金口座にマイナンバーを紐づける預貯金口座付番制度がある。証券会社においては、特定口座を含む新規口座やNISA口座の開設時には、開設者本人のマイナンバーの提示が義務付けられている。

5 フィデューシャリー・デューティー

フィデューシャリー・デューティーとは、他者の信託に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称で、「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づいている。フィデューシャリー・デューティーの確立と定着のために、金融機関等は「ルールベース・アプローチ」ではなく、「プリンシプルベース・アプローチ」で対応することが求められる。

金融機関等はルールに基づいた横並びではなく、手数料等の費用などを含む情報を分かりやすく提供することや、利益相反の可能性がある場合には適切に管理すること、金融機関の行動や取組みを「見える化」したり評価指標（KPI）を公表したりすることなどに自発的に取り組むことにより、良質な金融商品・サービスの提供を競い合うこととなる。

6 暗号資産（仮想通貨）

暗号資産とは、次の性質を持つ財産的価値をいう。

- ① 不特定の者に対して代金の支払い等に使用でき、かつ日本円や米国ドル等の法定通貨と交換できる
- ② 電子的に記録され、移転できる
- ③ 法定通貨またはプリペイドカード等の法定通貨建ての資産ではない

暗号資産と法定通貨または暗号資産同士の交換に際して、利用者の金銭や暗号資産を管理（媒介、取次ぎ、代理等）する業務を暗号資産交換業といい、**内閣総理大臣の登録**を受けた事業者が行うことができる。内閣総理大臣が必要と認めるときは、暗号資産交換業者は検査を受ける必要がある。また、暗号資産交換業者には、資産の**分別管理**が義務付けられている。

・暗号資産と税務

暗号資産取引により生じた利益は、原則として**雑所得として所得税の課税対象（総合課税）**となる。暗号資産を現金化せずに、暗号資産で商品を購入したり暗号資産同士の交換を行ったりした場合、**保有していた暗号資産を譲渡したもの**とみなし、**暗号資産の譲渡価額と譲渡原価等との差額を所得金額とする**。なお、同一の暗号資産を複数回にわたって取得した場合、取得原価は総平均法または移動平均法のうちいずれか選択した方法（選択しない場合、個人においては総平均法、法人においては移動平均法）により算出した額となる。

暗号資産の分裂（分岐）により新たな暗号資産を取得した場合、分裂（分岐）時点では取引相場が存在せず価値を有していないとして、取得時点では所得とはみなさない。使用または売却した場合に所得が生じたとみなすが、その場合の取得価額は0円とする。なお、暗号資産をマイニング（採掘）により取得した場合、取得した暗号資産の**取得時点の価額**が総収入金額として課税対象となる。

＜理解度テスト＞

次の記述のうち、正しいものには○印を、誤っているものには×印を付けなさい。

- () (1) 金融サービス仲介業者は、顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする特定預金等契約や特定保険契約などの金融サービスの取扱いはできないとされている。
- () (2) 犯罪収益移転防止法では、金融機関は、顧客から收受した財産が犯罪による収益である疑いがある場合には、速やかに当該顧客に連絡のうえ、行政庁に対して疑わしい取引の届出を行わなければならないとしている。
- () (3) 犯罪収益移転防止法では、金融機関は、自然人である顧客と取引を開始する際は、顧客の氏名、住居、生年月日、取引を行う目的および職業などの取引時確認をする必要があるとしている。
- () (4) 犯罪収益移転防止法では、個人である居住者の代理人が特定取引を行う場合には、本人に加え、代理人についても本人特定事項の確認が必要であるとしている。
- () (5) 金融商品取引法では、金融商品取引業者等は、上場株式の注文を受けたときは、約定後、速やかに顧客に対して当該取引に係る最良執行方針等が記載された書面を交付しなければならないとしている。
- () (6) 消費者契約法により保護される者は事業の契約者を除く個人であるのに対し、金融サービス提供法により保護される者は個人および事業者（特定顧客を除く）である。
- () (7) 暗号資産取引により生じた利益は、原則として配当所得として課税される。
- () (8) 金融ADR制度では、指定紛争解決機関は、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができるが、それに応じるかどうかは金融商品取引業者等の判断に委ねられている。
- () (9) 国外財産調書制度では、発行法人の本店が国外である株式や債券は国外財産に該当するが、金融商品取引業者等の国内にある営業所等の口座で管理されているものは、国外財産調書の対象外である。

◆第2章 関連法規◆

<解答>

- (1) ○ 正しい記述である。
- (2) × 当該顧客に連絡をしてはならない。
- (3) ○ 正しい記述である。
- (4) ○ 正しい記述である。
- (5) × 金融商品取引業者等は、上場株式の注文を受けようとするときは、あらかじめ、顧客に対して当該取引に係る最良執行方針等が記載された書面を交付しなければならない。
- (6) ○ 正しい記述である。
- (7) × 暗号資産取引により生じた利益は、原則として雑所得として所得税の課税対象（総合課税）となる。
- (8) × 指定紛争解決機関は、金融商品取引業者等に紛争解決手続き等に応じるよう求めることができ、金融商品取引業者等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- (9) ○ 正しい記述である。

索引

【英数字】

CAPM	305
C I	9
D I	9
ETF	25
GDP	2
GDPギャップ	4
GDPデフレーター	2
J P X日経インデックス400	149
J - R E I T	25
MMF	187
MR F	187
N I S A (少額投資非課税制度)	202
P B R	151
P E R	151
ROA	153
ROE	152
S & P 500種株価指数	150
T O P I X	149
T T B	213, 215
T T M	213
T T S	213, 215

【あ】

アービトラージ取引	249
アウト・オブ・ザ・マネー (O T M)	273
アクティブ運用	192
アセットアロケーション	298
アット・ザ・マネー (A T M)	273
アノマリー	308
アメリカン・タイプ	254
アンカーリング	310

【い】

イールド・カーブ	107
委託保証金	144
板寄せ方式	138
一致指数	10
一般財形貯蓄	86
イン・ザ・マネー (I T M)	273
インデックスファンド	190
インバース型 E T F	190
インフレーション	15

【う】

売上高営業利益率	152
売上高成長率	154
売りオペ	25
売りヘッジ	248
運用管理費用	178

【お】

追証	144
応募者利回り (単利)	101
大口定期預金	60
オープン・エンド型	176
オープン型	176
オプション・プレミアム	273
オプション取引	244

【か】

買いオペ	25
海外委託取引	229
外貨建てMMF (マネー・マーケット・ファンド)	231
外貨預金	220
外国株式	229
外国為替証拠金取引 (F X)	237
外国債券	225
外国通貨建て	212
外国取引	229
会社型投資信託	173
買いヘッジ	248
価格優先	138, 139
格付け	113
確定拠出年金	38
家計調査	12
株価指数先物	250
株式	132
株式分割	141
株式累積投資制度	83
株主権	132
株主割当増資	140
為替変動リスク	115
為替予約	221
完全失業率	10, 20
カントリーリスク	115
元本払戻金	197

【き】

機械受注統計	8
企業短期経済観測調査	11
企業物価指数	15
期日指定定期預金	70
基準価額	172
基礎的財政収支	26
期待収益率	290, 293
逆イールド	107
逆二重通貨建債	226
共益権	132
業況判断D I	12
寄与度	4
寄与率	4
金庫株	134
金投資	84
金融ADR制度	52
金融サービス提供法	42
金融システムレポート	24
金融商品取引業者	50
金融商品取引法	50
金融政策	24, 27
金融類似商品	66
金利スワップ	245

【く】

クーポンレート	97
クレジットスプレッド	113
クローズド・エンド型	176
グロース投資	194
クロスレート	212

【け】

経過利息	123
景気ウォッチャー調査	11
景気循環	6
景気動向指数	9
経済・物価情勢の展望	24
経済成長率	2
経常収支	19
契約型投資信託	173
決済用預金	34
原資産価格	277
源泉徴収選択口座	165
権利行使価格	276

【こ】

公開市場操作	25
鉱工業指数	8
公社債	96
行動ファイナンス	309
効用（無差別）曲線	302
効率のフロンティア	303
効率のポートフォリオ	303
コール（Call）・オプション	254
国外財産調書制度	53
国外転出時課税制度	54
国債先物	250
国際収支統計	18
国債費	26
国内委託取引	229
国内総生産	2
国内店頭取引（相対取引）	229
個人向け国債	125
個別元本方式	197

【さ】

財形住宅貯蓄	86
財形制度	86
財形年金貯蓄	86
在庫循環	6
最終利回り（単利）	101
最終利回り（複利）	103
財政政策	26
先物取引	244, 246
先物予約レート	213, 214
先物理論価格	247
差金決済	145
指値注文	138
サムライ債	225
ザラバ方式	138, 139
残存期間（残存年限）	97

【し】

自益権	132
ジェンセンのアルファ	319
時価総額	150
時価ベースの自己資本比率	153
時間優先	138, 139
直物レート	213, 214
自国通貨建て	212
自己資本（当期純）利益率	152

自己資本比率	153
市場分断仮説	110
市場ポートフォリオ	305
システムティック・リスク	300
実質GDP	2
自動貸付	72
自動積立定額貯金	81
自動積立定期貯金	81
自動積立定期預金	80
自動融資	67
資本市場線	305
シャープ・レシオ	318
社債	127
収益分配金	172
順イールド	107
純金積立	85
純粋期待仮説	108
償還期間（償還年限）	97
証券市場線	306
証券取引所	137
上場投資信託	190
消費者契約法	44
消費者態度指数	12
消費者物価指数	14
消費動向調査	12
商品券積立	82
情報の無視	311
ショーグン債	225
ショート・コール	259
ショート・ストラドル	265
ショート・プット	260
新設住宅着工床面積	10
信託財産留保額	178
信託報酬	178
新窓販国債	126
信用取引	142

【す】

スタティック・アロケーション型	90
ストリップス債	227
スペキュレーション取引	248
スポットレート	105
スワップ取引	244

【せ】

正規分布	292
------	-----

絶対的購買力平価説	210
設備投資	7
ゼロクーポン債	226
先行指数	10

【そ】

相関係数	298
総資産（総資本）回転率	152
総資産当期純利益率	153
相対的購買力平価説	210
総平均法に準ずる方法（移動平均法）	163
損益分岐点分析	156

【た】

ターゲットイヤー型	90
第三者割当増資	140
貸借取引	143
代表性バイアス	310
代用有価証券	144
ダウ平均	150
短期金融市場	22
単元株制度	141
断定的判断の提供の禁止	51
単利	60

【ち】

遅行指数	10
長期金融市場	23
直接利回り	100
直利	100
貯蓄預金	71

【つ】

追加保証金	144
通貨スワップ	245
通常貯金（総合口座）	72
つみたてNISA	202

【て】

ディープ・ディスカウント債	227
定額貯金	74
定額モデル	159
定期貯金	73
定期積金	80
定期預金（スーパー定期）	69
ディスカウント	215

◆索引◆

定性評価	195
定率成長モデル	159
定量評価	195
適合性の原則	51
出来高	150
デフレーション	15
デュアルカレンシー債	226
デュレーション	116
デリバティブ	244
転換社債	128
展望レポート	24

【と】

当座預金	69
投資者保護基金	40
投資収益率	290
投資助言・代理業	50
投資信託説明書	180
投資適格債	114
東証株価指数	10
トータルリターン	184
特定口座	165
特別分配金	197
途中償還リスク	114
トップダウン・アプローチ	194
取引所外取引	139
取引所取引	244
トレーナー・レシオ	319

【な】

ナスダック総合指数	150
名寄せ	37
成行注文	138

【に】

日銀短観	11
日経500種平均株価	148
日経500平均	148
日経株価指数300	148
日経平均株価	148
ニュー福祉定期貯金	74

【の】

納税準備預金	69
ノーロード投信	178

【は】

パーシェ式	13
バーティカル・ブル・コール・スプレッド	270
バーティカル・ブル・プット・スプレッド	270
バーティカル・ベア・スプレッド	271
配当控除	162
配当性向	153
配当利回り	154
配当割引モデル	159
バリュート投資	194
犯罪収益移転防止法	46
反対売買	246
販売手数料	178, 180

【ひ】

非システマティック・リスク	300
ヒューリスティック	310
標準偏差	290

【ふ】

ファミリー・ファンド	188
ファンド・オブ・ファンズ	188
フォワードレート	105
複利	61
普通分配金	197
普通預金	67
物価指数	13
物価連動国債	127
プット (Put) ・オプション	254
プライマリーバランス	26
ブル・ベアファンド	188
プレミアム	215
プロスペクト理論	312
分散	290

【へ】

ベータ (β)	306
ヘッジ取引	248

【ほ】

貿易統計	17
ボートフォリオ	290
ボートフォリオ効果	298
ボトムアップ・アプローチ	194
ボラティリティ	277
本人特定事項	46

【ま】

マイナンバー制度	55
マネースtock統計	17
マネタリーベース	17

【み】

民間最終消費支出	3
----------	---

【む】

無担保コール翌日物金利 (オーバーナイト物)	22
---------------------------	----

【め】

名目GDP	2, 4
-------	------

【も】

目論見書	180
------	-----

【や】

約定日	142
-----	-----

【ゆ】

有効求人倍率	10
ユーロ円債	226
ユニット型	176

【よ】

ヨーロピアン・タイプ	254
預金	34
預金保険制度	34

【ら】

ライフサイクル型ファンド	90
ラスパイレス式	13

【り】

利益定率成長モデル	160
リスク愛好的	301
リスク回避的	301
リスク中立的	301
利付国債	124
リバース・デュアルカレンシー債	226
リバランス運用	195
利回り	65
利回り曲線	107
流動性リスク	115
旅行積立	82
利率	65
利率保証型積立生命保険	90

【る】

るいとう	83
------	----

【れ】

レバレッジ型ETF	190
-----------	-----

【ろ】

ロング・コール	259
ロング・ストラドル	264
ロング・ストラングル	266
ロング・プット	260

C F P[®] テキスト 金融資産運用設計

2006年 6 月25日 初版発行
2025年 6 月18日 第30版第 1 刷発行

発 行 者 多 田 敏 男
発 行 所 T A C 株 式 会 社
〒101-8383
東京都千代田区神田三崎町 3-2-18

©2025 T A C

Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

本書は「著作権法」によって、著作物等の権利が保護されている著作物です。本書の一部または全部につき、無断で転載、複写されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合には、あらかじめ小社宛承諾を求めてください。



TAC